

役員退職慰労引当金 … 役員の退職慰労金支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

なお、当該引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

5. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以降に適用されることになったため、当期から同会計基準を適用しております。これによる当期の資産及び資本に与える影響はありません。なお、これに伴い、従来資本の部は「資本金」「欠損金」及び「その他有価証券評価差額金」の各部に区分して表示していましたが、当期から資本の部は「資本金」「利益剰余金」及び「株式等評価差額金」の各部に区分して表示することに変更いたしました。

[2] 貸借対照表注記

1. 有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除されており、その金額は、267,331,669円です。

2. 担保に供している資産

建 物	654,045,597円
備 品	1,893,904円

3. 重要なリース固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として器具備品（複写機他）があります。

4. 資本の欠損の額 282,189,238円

5. 1株当たり当期損失 75円 76銭

6. 有価証券の時価評価により、純資産額が3,921,398円増加しております。当該金額は、商法第290条第1項第6号の規定により、配当に充当することが制限されております。